

契約書別紙「重度訪問」

※ 1単位の単価は、地域サービスの種類により区分が決められています

武蔵村山市の居宅介護における単価は10.36円となり、1単位10.36を総単位に乗じた物がサービス利用料になります
1単位未満の端数四捨五入

契約書別紙「重度訪問介護」

障害者総合支援単位	(単位)		(左記単位数×10.36)	
	時間	身介	費用総額	利用者負担額
0.5以上1.0未満	184	1,906	190	
1.0以上1.5未満	274	2,838	283	
1.5以上2.0未満	366	3,791	379	
2.0以上2.5未満	457	4,734	473	
2.5以上3.0未満	549	5,687	568	
3.0以上3.5未満	639	6,620	662	
3.5以上4.0未満	731	7,573	757	
4.0以上4.5未満	816	8,453	845	
4時間以上8時間未満の場合、816単位に所要時間30分増す毎に加算	85	880	88	

*上記は昼間の料金設定です。 早朝及び夜間については25%増で加算で深夜については50%増で加算されます。
また、障害程度区分6に該当する場合は上記単位に7%増しに加算されます。

加算

- ・初回加算 200単位
- ・緊急時対応加算 100単位/回
- ・利用者負担上限額管理加算 150単位/月
- ・当日キャンセル料 1回1000円
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位数×19.1%
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位数×4.5%